

## 「第 110 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 6 年 3 月 13 日（水曜日）に、「第 110 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 B ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

### 1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は菅沼修委員が議事進行役を務めました。また、「コーデックス連絡協議会の設置について」に基づき、臨時委員として全日本スパイス協会の柘植信昭氏にご出席いただきました。

議事次第に基づいて、事務局から、今後の活動として令和 6 年 4 月に開催される第 17 回食品汚染物質部会（CCCF）及び第 54 回食品添加物部会（CCFA）並びに令和 6 年 5 月に開催される第 43 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の主な検討議題の説明を行い、令和 6 年 1 月から 2 月にかけて開催された第 7 回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）及び令和 6 年 2 月に開催された第 28 回油脂部会（CCFO）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

### 2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

#### (1) 第 17 回食品汚染物質部会（CCCF）

・仮議題 6「魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン」について、森田満樹委員から、サンプリングプランの規定に魚の貨幣価値を持ち込まないことについて、科学的データに基づいて経済性を含み実行可能性を考慮したサンプリングプランとなるよう引き続き主張を続けてほしい旨、ご意見をいただきました。また、これに関する各国の反応はどのようなものか、質問がありました。これについて、これまでの電子作業部会（EWG）や部会の議論の中では、我が国としては、科学的なデータに基づいて、マグロ類のような大型魚類については尾部の筋肉中と魚体全体のメチル水銀の濃度には差がないことを主張していく予定であること、また EWG 内では、日本の主張する尾部からのサンプリングに理解を示す意見もあったところであり、引き続き多くの加盟国の理解が得られるように対処していきたいと考えている旨、回答しました。

・同じく仮議題 6 について、山口隆司委員から、サンプリングプランの規定に魚の貨幣価値を持ち込まないとは具体的にどのようなことを意味するのか、国際市場における魚の貨幣価値の変動がサンプリングプランにどのような影響を及ぼすのか、質問がありました。これについて、これまでの EWG や部会の中では、魚種の価格と重量の 2 つのクライテリアに基づいて、その両面からサンプリングプランを決めることが検討

され、第 15 回会合では魚の価格・価値はサンプリングプランの際に考慮しないことに合意したこと、一方で、今回 EWG から提案されたサンプリングプラン原案では、Table 4 には商業的な価値が大きい大型魚という分類が復活しているため、その要否が議論になる可能性がある旨回答しました。

・仮議題 8「特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン」について、森田満樹委員から、提示されている案は現実的で実施可能な内容ではないのか、輸出入の際の検査等に影響を及ぼす可能性があるのか、質問がありました。これについて、現時点では資料が未着であり、どのようなサンプリングプランが原案として提案されるのかは不明であること、一般論として、検体を抜き取る量や数を増やすほど検査の信頼性は増すが、検査コストが増大すること、サンプリングプランは、輸出入の際の検査の合否判定に大きく影響すること、かび毒の最大基準値 (ML) への適否を正しく判定することは重要であるが、その検査に係るコスト等も十分に考慮したサンプリングプランとすることが望ましいと考える旨回答しました。

・仮議題 9「シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン」について、山口隆司委員から、本作業には多くの知識ギャップがあることを考慮してガイドラインとして策定するか、それとも実施規範として策定するか議論されてきたが、今次会合の作業文書には EWG が実施規範として策定することが適切であると判断した旨記載されているのは、ガイドラインよりも実施規範とすることに一般的な支持が得られたためか、また、実施規範とガイドラインはどのような違いがあるのか、質問がありました。これについて、新規作業のプロジェクトドキュメントでは、「実施規範/ガイドライン」と併記されており、どちらとするかは今後決定することになっており、議長国は実用的な対策を提供するのに十分な情報があるとして、実施規範として策定することを提案しているものの、引き続き部会でその是非については議論されるところと考える旨回答しました。また、実施規範とガイドラインの違いについては、前回会合でコーデックス事務局から、コーデックスの手続きマニュアル上では、コーデックス文書の一つとして実施規範が規定されているものの、その定義や内容、ガイドラインの定義や内容、実施規範とガイドラインの違いには言及がないこと、実施規範は食品中の特定の危害要因による汚染を防止又は低減するためにより実践的な対策を提供するために策定されるものであり、ガイドラインは特定の問題に対処するためにより大局的な原則やアプローチ/枠組みを提供するためのものであることが一般的になっていること、従来、CCCF においては実施規範を策定するアプローチがとられていることが補足説明された旨回答しました。

なお、我が国としては、本文書を実施規範として策定するのであれば、文書内で推奨される取組みは、シガテラ中毒の防止及び低減に対する効果が現場で立証されているものであるべきと主張したいと考えている旨説明しました。

・仮議題 12「食品中のアクリルアミドに関する討議文書」について、山口隆司委員から、FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) が 3 回目の評価を実施するだけの正当な理由がないとの見解が示されているのに、リスク管理措置の実行可能性を検討するとはどういうことか、何らかのリスク管理措置が可能であれば ML を高い値に変更できるのか、質問がありました。これについて、リスク評価が更新されない場合であっても、技術的に従来よりも高い水準の安全性を確保できるのであれば、既存のリスク管理措置の見直し、具体的には、アクリルアミドの場合は実施規範の改訂が可能なので、そうした新たなリスク管理措置の実行可能性について、EWG において情報を整理する

ことになっていたこと、コーデックスではアクリルアミドの ML は設定されていないが、汚染物質の ML は低い方向に見直しを行うことがあっても、高い方向への見直しは通常行わないこと、摂取量などが耐容量を下回っているなどリスクが低い状態に管理されている状況であっても、合理的に実行可能なのであれば、ALARA の考え方で、より汚染度が低い状況を目指すのが国際的な汚染物質のリスク管理の考え方である旨回答しました。

・同じく仮議題 12 について、辻山弥生委員から、電子作業部会の議長国のインドは、どのような点を問題と考えて、アクリルアミドのリスク管理措置の実行可能性を検討することになったのか質問がありました。これについて、もともとのインドからの提案は、インドが新たに国内での実態調査を行い、データを準備できたので、それを使って JECFA の評価を再度行って欲しいというものだったこと、しかし議長からは、JECFA から再評価を行う正当な理由がないとの見解が示されたことを受けて、部会が何らかの作業をしたらアクリルアミドのリスク管理措置の実行可能性の検討ではないかとの提案があり、インドを議長とする EWG にて本件の討議文書を作成することになったという経緯があるが、結局 EWG が開催されなかった旨回答しました。

・仮議題 17「最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス」について、山口隆司委員から、日本を含む共同議長国が作業を分担して策定したガイダンス案の今後の作業の進め方が議論されたはずであるのに、作業が進んでいないのは何が問題となっているのか質問がありました。これについて、我が国は共同議長国として、昨年までにデータ解析のパートの原案を完成させ、昨年合意した作業方針に従って議長国が今後の文書の全体調整を行うことになっていたが、議長国がその作業をしていない旨回答しました。

## (2) 第 54 回食品添加物部会 (CCFA)

・仮議題 7「JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2023/47-FA に対する回答)」について、森田満樹委員から、日本が掲載を依頼している 2 つの酵素はどのようなものか、質問がありました。これについて、アシルグリセロールリパーゼとトリアシルグリセロールリパーゼというものであり、いずれも国内では食品添加物「リパーゼ」として使用が認められていること、油脂の精製等のために使用されており、食品の質の向上や生産時の経済性の向上等に貢献する目的で掲載を依頼した旨、回答しました。

・仮議題 9「酵母の規格策定に関する討議文書」について、森田満樹委員から、酵母のコーデックス規格については不要の立場を主張することに賛成とのご意見をいただきました。

また、「規格を必要とする国があり、規格策定を進めるのであれば食用酵母は規格の対象から除くべき」との主張すらも難しい状況か、また、今後規格を策定する方向に向かうのか、質問がありました。これについて、前回会合以降、関心国でプロジェクトドキュメントの検討を進める中で、各国からの意見を受けてパン用酵母のみが対象になったこと、また、前回会合において規格策定に慎重な立場を表明したのが日本のみだったため、他国の意見が変わっていなければ今次会合ではパン用酵母の規格策定を進めることになると思われる旨、回答しました。

・同じく仮議題 9 について、穠山浩委員から、中国が提案している酵母の規格は食品

添加物の一般規格(GSFA)に収載することを目的として最大使用量を定めるものなのか、質問がありました。これについて、中国が提案しているのはGSFAへの収載を目的としたものではなく、個別食品としての酵母の規格である旨、回答しました。併せて、本件の経緯として、第44回総会(2021年)にて、中国から酵母の規格に関する新規作業提案をどの部会に提案すべきか照会があり、コーデックス事務局より過去に食塩の規格をCCFAにて策定した事例を踏まえ、CCFAに提案すべきと勧告があり、CCFAにて議論することになった旨、説明しました。

これに関連し、辻山弥生委員から、GSFAに収載されるものではなく、最終的には酵母の個別食品規格が策定されるということか、確認がありました。これについて、ご認識のとおりである旨、回答しました。

・同じく仮議題9について、穂山浩委員から、策定される規格において酵母の種を定めることになるのか、また、提案の背景には、提案国の中国において種が異なるものが出回っている等の事情があるのか、質問がありました。これについて、規格の内容については、ご認識のとおり、パン用酵母の定義としてどのような微生物由来であるか、パン用酵母にどのような種類があるか等を定めることになると思われる旨、回答しました。また、中国の提案の背景については、消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保というコーデックスの目的に沿って提案したとのことであったが、現時点でそれらに関連したどのような問題があるか具体的な説明はなく、国内の関係事業者からは国際規格がないことによる取引上の問題は特段生じていないとの情報を得ており、中国の提案背景はよくわからない旨回答しました。

### (3) 第43回分析・サンプリング法部会(CCMAS)

・仮議題7「予防的アレルギー表示に関連する分析法」について、細野秀和委員から、予防的アレルギー表示に関連する分析法のEWGにおける検討の進捗について、質問がありました。これについて、本年2月にEWG議長国から第47回食品表示部会(CCFL)の議題5.2(予防的アレルギー表示ガイダンス原案)において閾値が示された品目に関して、アレルギーとなるタンパク質を検知するための検査方法に関する調査があり、我が国からも国内で用いられている検査方法について、タンパク質の定量範囲や、検査キットの名称、定量下限値、キットのURL等の具体的な情報を提供した旨、また、今後も議論に適切に参画していく旨、回答しました。

・同じく仮議題7について、細野秀和委員から、本EWGでの検討に資するため、日本語のみで公開されているアレルギーの公定検査法を早急に英訳して公開すべきとの意見(第107回コーデックス連絡協議会)に対する検討状況に関して、質問がありました。これについて、該当箇所翻訳については本年度内に翻訳作業を終わらせる予定であり、その後、消費者庁ウェブページにて公開予定である旨、回答しました。

・同じく仮議題7について、穂山浩委員から、日本の妥当性確認の方法を今後CCMASで策定される妥当性確認の方法にできるだけ反映させてほしい旨、ご意見をいただきました。

・同じく仮議題7について、辻山弥生委員から、日本の公定検査法は国際的な方法で妥当性確認がされたものであるか、質問がありました。これについて、穂山浩委員より、国際的なアレルギー検査方法はELISAであるが、食品の加工によって分析対象であるタンパク質が変性してしまうため、国際的な妥当性確認方法は確立されていない

ものの、日本で採用している妥当性確認方法は過去に国際学会において委員自身も参加して主要国間で調和させた妥当性確認方法とかなり近い内容になっている旨、回答しました。

・仮議題8「CXS 234において、同一として用いられている分析法の原理や名前の形式や名称の調和」について、熊谷日登美委員から、タンパク質の定量に用いるケルダール法は滴定よりも分解、蒸留に重きをおいた方法であることから”Titrimetry”（滴定）と表記するのはふさわしくないのではないかとのご意見をいただきました。これについて、今回の作業の目的はCXS 234の中で分析法の原理の記載に一貫性が無いのを修正することであり、例えばケルダール法を利用する分析法についてケルダール法、滴定（ケルダール法）などバラバラになっている名称を統一することであり、どの名称に統一するかは今後議論される予定である旨説明しました。熊谷日登美委員から、統一する場合、”Titrimetry”にはならないように対応していただきたい旨ご意見をいただきました。

・仮議題9「CXS 234への窒素換算係数の挿入に関するアプローチ」について、辻山弥生委員から、窒素換算係数については、以前もCCMASと個別食品部会との間でどちらが決定するかの議論があったが、今回チリとブラジルからの提案にはどのような背景があるのか質問がありました。これについて、CXS 234の点検・更新を進めていく中で、窒素換算係数がCXS 234に掲載されている場合と、元となる個別食品規格に掲載されている場合があり、CXS 234に記載するのか、個別食品規格に記載するのか一貫した方針を決めるための作業であり、チリやブラジルは規格の整合性を高めるという趣旨で作業を引き受けた旨、回答しました。

・同じく仮議題9について、熊谷日登美委員から、穀類や豆類の窒素換算係数として、通常のたんぱく質の窒素換算係数である6.25よりも低い5.7を用いるのが適切である旨、また、窒素換算係数に関して議論になりそうな食品については、その食品中のたんぱく質中の窒素含有量から窒素換算係数を求めるようにしてほしい旨、ご意見をいただきました。これについて、窒素換算係数は科学的な側面のみならず、商取引において既に使用されている現状もあり、政治的かつ経済的な側面等も絡んでいるため、統一することは難しいと考えている旨、説明しました。

#### (4) 第7回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

・議題2「コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項」について、山口隆司委員から、スパイス・料理用ハーブ規格の用語集をコーデックスのウェブサイトの情報文書として公開するとあるが、いつ公開されるのか、質問がありました。これについて、今次会合では情報文書として公開することに合意したのみで、公開時期等の具体的なスケジュールは示されなかった旨回答しました。

・議題3.1「カルダモンの規格案」について、山口隆司委員から、「莢付きのまま粉末にした製品」よりも「莢をむいた製品」の方が異物の値を低減できる可能性があることから、より低い値の検討を提案したという点に関し、どのような結果となったのか、質問がありました。これについて、EWGでの検討結果を踏まえ今次会合で検討を行い、日本からは提案したものの、当初値から変更なく同値として合意された旨回答しました。

#### (5) 第28回油脂部会（CCFO）

- ・議題 4.2「名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂原案：ツバキ種子油の追加」及び議題 8.1「トランス脂肪酸(TFA)の削減や部分水素添加油脂(PHOs)の制限に関する討議文書」について、辻山弥生委員及び森田満樹委員から、今次会合において、日本政府代表団が、前回の連絡協議会で示された意見を踏まえて対応し、日本の意見が作業結果に反映されたことに感謝のお言葉をいただきました。

- ・議題 8.1 について、細野秀和委員から、今次会合の結果を受けて、今後の CCFL では何が議論されることになるのか、質問がありました。これについて、今次会合では、食用油脂の 3 規格に PHOs の禁止または TFA の上限値設定を追加する新規作業を開始することに加え、隔年で開催される CCFO の 2 回のセッションで検討作業を完了させることに合意しており、今後 CCFO での検討作業が進み始めてから、CCFL でも何らかの検討作業が始まるものと思われる旨回答しました。

#### (6) その他

- ・山口隆司委員から、各部会の作業文書の掲載が遅れていることに対し日本政府からも働きかけてもらいたい旨ご意見をいただきました。これについて、執行委員会や総会においても作業文書の掲載が遅れていることに関してメンバーから発言があり、我が国からも執行委員会において度々意見を述べた旨、また、この遅れの背景の一つとしてコーデックス事務局の人手不足という実態がある旨説明しました。

- ・菅沼修委員から、規格の策定にあたっては EWG での作業が重要となるため、審議過程について連絡協議会委員にも共有して議論を重ねながら、規格原案に日本政府の意見を反映していってほしい旨ご意見をいただきました、

- ・消費者庁から、令和 6 年 4 月 1 日付で食品衛生基準行政を厚生労働省から消費者庁へ移管することに伴うコーデックス連絡協議会の事務局体制の変更について説明を行いました。

(以上)